

一般財団法人全国大学実務教育協会実務教育優秀教員表彰に関する規程（一部改正）（新旧対照表）

【改正理由】 この制度の目的を明確にするとともに推薦条件の緩和、推薦手続の簡素化及び被表彰者人数の明確化を図り、会員校から推薦しやすくするための改正を行う。

平成 27 年 4 月 18 日
一般財団法人全国大学実務教育協会

一部改正	現 行
<p style="text-align: center;">一般財団法人全国大学実務教育協会実務教育優秀教員表彰に関する規程</p> <p style="text-align: right;">制定 H 2 1 . 3 . 2 3 <u>一部改正 H 2 7 . 4 . 1 8</u></p> <p>（目 的） 第 1 条 <u>実務教育の充実にとって重要である教員の教育能力向上を目的として、</u>一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）が定める資格認定関連科目を担当する教員の表彰について本規程を定める。</p> <p>（実務教育優秀教員） 第 2 条 本協会は、一般財団法人全国大学実務教育協会資格認定証授与規程第 2 条に定める各資格認定証の授与を受けている会員校において、本規程第 4 条に定める要件を満たす教員を「実務教育優秀教員」として<u>毎年最大 5 名を選び</u>表彰する。</p> <p>（実務教育優秀教員の推薦） 第 3 条 会員校の学長は、本協会が認定する資格関連科目を担当する専任教員の中から各年度 1 名を実務教育優秀教員として推薦することができる。ただし、該当者がいない場合はその限りでない。 2 推薦に当たっては、教員の担当科目、所属学科を問わない。</p> <p>（推薦の要件） 第 4 条 会員校の学長が推薦できる教員は次の<u>いずれかの</u>要件を満たしていなければならない。 ①学生による授業評価が<u>申請前年度後期及び当該年度前期</u>にわたり自校の最高水準であること ②<u>教育研究や社会的活動において実務教育の充実向上に貢献する業績を挙げていること</u> 2 前項に定める要件に関しては、学生の授業評価票、対象とする授業科目の数、クラス数、履修者の規模、評価点の計算方法、<u>または、教育研究や社会的活動業績の成果等を推薦事由書に具体的に明記して提出するものとする。</u></p> <p>3 一度<u>表彰</u>された教員を再度推薦することは<u>できない。</u></p> <p>（推薦事由書の様式） 第 5 条 推薦事由書の様式は別に定める。</p> <p>（推薦の受付） 第 6 条 推薦の受付は 11 月 15 日から 12 月 15 日までとする。 2 推薦に当たっては、被推薦教員の略歴、学長の推薦事由書、<u>前条第 2 項の推薦に係る規程</u>を提出するものとする。</p> <p>（表彰状の送付と伝達） 第 7 条 本協会は、推薦を受付けた後、<u>選考の上</u>、当該学長に表彰状を送付する。 2 表彰状は学長が表彰教員に伝達するものとする。 3 表彰状の交付日付は毎年 3 月 31 日とする。 4 副賞を<u>贈呈</u>し、その他各会員校の負担により当該学長等が別途授与することができる。</p> <p>（表彰者の公表） 第 8 条 本協会は、表彰教員の氏名、所属校所属学部又は学科名及び表彰対象科目等を<u>当該年次報告書によって公表すると共に、</u>本協会ホームページ（http://www.jaucb.gr.jp）<u>及び会報に掲載する。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 8 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人全国大学実務教育協会実務教育優秀教員表彰に関する規程</p> <p style="text-align: right;">制定 H 2 1 . 3 . 2 3</p> <p>（目 的） 第 1 条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）が定める資格認定関連科目を担当する教員の表彰について本規程を定める。</p> <p>（実務教育優秀教員） 第 2 条 本協会は、一般財団法人全国大学実務教育協会資格認定証授与規程第 2 条に定める各資格認定証の授与を受けている会員校において、本規程第 4 条に定める要件を満たす教員を「実務教育優秀教員」として<u>表彰する。</u></p> <p>（実務教育優秀教員の推薦） 第 3 条 会員校の学長は、本協会が認定する資格関連科目を担当する専任教員の中から各年度 1 名を実務教育優秀教員として推薦することができる。ただし、該当者がいない場合はその限りでない。 2 推薦に当たっては、教員の担当科目、所属学科を問わない。</p> <p>（推薦の要件） 第 4 条 会員校の学長が推薦できる教員は次の要件を満たしていなければならない。 1. 学生による授業評価が<u>当該年度全学期</u>にわたり自校の最高水準であること 2. 研究や社会的活動において実務教育の充実向上に貢献する業績を挙げていること 2 前項に定める要件に関しては、学生の授業評価票、対象とする授業科目の数、クラス数、履修者の規模、評価点の計算方法、研究や社会的活動業績の<u>基準、推薦の手続等は各会員校が定める規程によるものとする。</u> <u>ただし、評価対象の授業は、実履修者数が合計 50 名以上の場合に限るものとし、実履修者数には、同一授業科目を 2 以上開講した場合、及び異なる授業科目を複数担当した場合を含めることができる。この場合、異なる授業科目に資格認定関連科目以外を含めるか否かは会員校の規程の定めによるものとする。</u> 3 一度推薦された教員を再度推薦することを<u>妨げない。</u> <u>ただし、推薦された年度の翌年度から 2 年度間は推薦できないものとする。</u></p> <p>（推薦事由書の様式） 第 6 条 推薦事由書の様式は別に定める。</p> <p>（推薦の受付） 第 5 条 推薦の受付は 2 月 15 日から 3 月 15 日までとする。 2 推薦に当たっては、被推薦教員の略歴、学長の推薦事由書、<u>前条第 2 項の推薦に係る規程</u>を提出するものとする。</p> <p>（表彰状の送付と伝達） 第 7 条 本協会は、推薦を受付けた後、<u>提出書類を確認の上</u>、当該学長に表彰状を送付する。 2 表彰状は学長が表彰教員に伝達するものとする。 3 表彰状の交付日付は毎年 3 月 31 日とする。 4 副賞は<u>記念楯</u>とし、その他各会員校の負担により当該学長等が別途授与することができる。</p> <p>（表彰者の公表） 第 8 条 本協会は、表彰教員の氏名、所属校所属学部又は学科名及び表彰対象科目等を<u>当該年次報告書によって公表すると共に、</u>本協会ホームページ（http://www.jaucb.gr.jp）<u>に掲載する。</u></p> <p>附則 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>